委託番号	３５１１
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　自家用電気工作物保安点検業務委託

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市中央一丁目５番２２号（旧草加市保健センター）

４　支払方法　　業務完了払（年６回払）

５　委託内容　　別添点検及び試験の基準のとおりとする。
⑴　年次点検（予定月１月受電設備清掃を含む。）
⑵　隔月点検（５月・７月・９月・１１月・１２月下旬・３月）
⑶　臨時点検　必要の都度

６　安全対策
　不特定多数の市民が利用する施設であることを考慮し、作業に当たって安全対策等には万全を期すること。

７　費用の負担区分
　修理及び部品の交換等に要する費用は、発注者の負担とする。

８　作業報告等
　点検事項等については、その結果を記載した報告書を提出すること。

９　その他
⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
①受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長

に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

10　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　総務部契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問い合わせ先

草加市役所　総合政策部資産活用課施設管理係

電話０４８（９２２）１７９８（直通）

別添

点検及び試験の基準

１－１　隔月点検及び年次点検

電気工作物		点検及び試験項目	隔月点検	年次点検	備考
受電設備（含二次変電室設備）	責任分界となる開閉器 引込線 電線及び支持物 ケーブル	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		*1絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 油入開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作測定		○	
	母線 計器用変成器 遮雷器 電力用コンデンサ 断路器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		*1絶縁抵抗測定		○	
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		*2排電器の動作特性試験		○	
	蓄電池	液量点検	○	○	
		電圧・比重測定		○	
		液温測定		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		*2接地抵抗測定		○	

電気工作物		点検及び試験項目	隔月点検	年次点検	備考
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物・ケーブル 接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		*2接地抵抗測定		○	
電気使用場所の設備	電動機類 電熱器 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他の機器類 接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		*2接地抵抗測定		○	
		漏れ電流測定		○	
非常用予備発電装置	内燃機関及び付属装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		起動試験	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定	○	○	
		*2接地抵抗測定		○	
	開閉器 その他の電気機器	受電設備と同じ			

（注）　1　「外観点検」とは、電気工作物を停止しない状態で、梯子その他の器物を用いないで到達できる範囲内で、点検することをいいます。

2　「観察点検」とは、電気工作物を停止しない状態で、点検することをいいます。

3　「漏れ電流測定」は、高圧受電設備の変圧器の第２種接地工事の接地線において、測定します。

１－２　臨時点検

１　高圧受電盤（付属低圧盤を含みます。）の指示計器校正試験は、必要に応じて行います。

２　高圧機器に内蔵する絶縁油の点検、絶縁油の絶縁耐力試験及び絶縁油酸価試験は、必要に応じて行います。

３　次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験（高圧器材に限るものとし、必要に応じて行うものとします。）を行います。

ア　高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ　受電用遮断器(電力用ヒューズを含みます。)が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気器材

ウ　その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気器材

４　高圧受配設備については、梅雨期、襲雷多発期、台風期及び降雪期には異常が発生するおそれがあるので、隔月点検又は年次点検の際に特に留意した点検を行います。

２　点検及び試験の周期

点検の種別	周期
隔月点検	隔月　1回
年次点検	毎年　1回
臨時点検	必要の都度

委託番号	７５１７
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自家用電気工作物保安点検業務委託（教育支援室）

２　履行期間　令和６年(2024 年) ４月１日から令和７年(2025 年) ３月３１日まで

３　履行場所　草加市松江一丁目１番３２号
　　教育支援室及び社会福祉協議会

４　支払方法　業務完了月払（年１２回払）

５　委託内容

⑴　業務実施日

実施日については、担当者と協議すること。ただし、定期点検については、土・日曜等に行うこととし、担当者と協議すること。

⑵　対象業務

①　受電電圧６６００Ｖ

②　最大電力９３ｋＷ（業務用）

③　設備容量１５０ｋＶＡ

⑶　業務内容

①　電気工作物の維持運用

②　電気工作物の巡視、点検試験

③　高圧受電設備清掃業務

⑷　点検内容

電気事業法及び関係法令等に基づく自家用電気工作物の保安点検

①　普通点検

運転中の施設を毎月１回点検する。

②　定期点検

主として施設の運転を停止して点検する。（停電時間約１時間）

⑸　負担区分について

①　発注者において負担すべきもの

点検等に係る光熱水費

②　受注者において負担すべきもの

業務に必要な工具類、消耗品及び報告用紙、軽微な修理

⑹　緊急時の対応

不良個所を見つけた場合や異常発生時には、市が指定する者に直ちに連絡するとともに、現場での応急作業及び安全上必要な対応（機器の設置及び撤去を含む）をすること。

⑺　敷地内街路灯

点灯時間（冬・夏日照時間）のタイマーの切り替えをすること。

⑻　報告書

業務終了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。（作業前、作業後の写真を添付すること）

6　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問い合わせ先

草加市教育委員会教育支援室　担当　能登

電話０４８（９３３）７５９１（直通）